

令和5年 第2回総務経済常任委員会会議録

令和5年 2月 9日 議員控室

○事 件

所管課報告事項

- (1) エゾアワビ養殖試験事業について（産業課）
- (2) 檜山沖洋上風力発電事業の経過報告について（産業課）
- (3) サーモン養殖試験事業の状況について（サーモン推進室）
- (4) 株式会社木蓮役員体制の変更について（商工観光労政課）
- (5) 鉛川観光施設改修及び譲渡について（商工観光労政課）
- (6) 醸造用ぶどう栽培の取組について（農林課）

○出席委員（7名）

委員長	安 藤 辰 行 君	副委員長	牧 野 仁 君
	横 田 喜世志 君		大久保 建 一 君
	宮 本 雅 晴 君		倉 地 清 子 君
	三 澤 公 雄 君		

○欠席委員（1名）

関 口 正 博 君

○出席委員外議員（5名）

議長	千 葉 隆 君	副議長	黒 島 竹 満 君
	赤 井 睦 美 君		佐 藤 智 子 君
	斎 藤 實 君		

○出席説明員（13名）

産業課長	吉 田 一 久 君	水産技術主幹	田 畑 司 男 君
職員	黒 丸 勤 君	水産課長	田 村 春 夫 君
水産課長補佐	藤 原 悟 史 君	サーモン推進室次長	多 田 玲央奈 君
推進係長	松 田 力 君	商工観光労政課長	井 口 貴 光 君
商工観光係長	南 川 隆 雄 君	労政係長	渡 辺 直 樹 君
農林課長	石 坂 浩太郎 君	農林課長補佐	宮 下 洋 平 君
農業振興係長	高 嶋 一 登 君		

○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	事務局次長	成 田 真 介 君
------	---------	-------	-----------

[開会 午前10時01分]

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（安藤辰行君） おはようございます。

それではこれより第2回総務経済常任委員会を開催いたします。委員長挨拶は割愛させていただきます。

【産業課職員入室】

◎ 所管課報告事項

○委員長（安藤辰行君） 早速議題に入りたいと思います。それでは一番のエゾアワビ養殖試験事業について、産業課からよろしくお願いいたします。これ終わり次第すぐ続けてお願いいたします。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） それでは、産業課のほうから二件ご報告させていただきます。まず一件目のエゾアワビ養殖試験事業についてでございます。

資料の一番になります。このスケジュールについては、現在、熊石地域で行われております、アワビ養殖漁業、この事業については北海道栽培公社熊石事業所のエゾアワビ種苗を用いて飼育されてございますが、そういった中でも近年、選抜育種されていまして、大変成長が早いエゾアワビの種苗が道外でも生産されているということで、こちらのほうのアワビとの成長比較試験を行いまして、将来のアワビ養殖漁業のあり方等について検討していきたいと、そのような目的のもとに試験事業を実施したいと考えているところでございます。

この試験にあたりましては、八雲町とひやま漁協熊石あわび養殖部会のほうで共同で行いたいと考えてございまして、内容については、陸上施設におけるあわび種苗の中間育成、また海中養殖によります成長比較試験、そういったことでこの二点に着目してやっていきたいと考えているところでございます。

試験の機関については、令和5年度から令和8年度までを予定しておりまして、その間の工程については表にございますとおり、従来のあわび養殖漁業については、道の栽培公社のあわび、そちらのほうで採苗したもの、1年程度かけて30mmまで成長したものを、漁協の中間育成施設で、さらに1年間飼育して50mmに育ったものを海中の籠に入れまして、さらに1年程度飼育し、65mm以上のあわびとして販売しているという工程でございます。

近年、この海中養殖あわびですが、管理の方法等によるところもあると思われませんが、最近ですと小型化が顕著になっているという現象もございます。実際のあわびの里フェスティバルとうではMサイズということで60mm以上のあわびをフェスティバル等に提供してございますが、一般的にはLサイズの65mm以上のあわびを供給しているのが従来のかたちでしたが、なかなか最近そういったものの成長が思わしくないという状況が、これは熊石に限らず、いろんな道内の養殖現場から声が聞こえている状況もございました。

3年前ですが、実際に道外の種苗生産業者さんのほうから、こういった選抜育種されていて成長の早い種苗もございますということもございまして、実は町では2年前に本当に、少数ですが実験的に、道の栽培公社の種苗と、道外のエゾアワビの種苗の成長比較試験を6か

月ほど実際に実験した経過もございます。そういった中であきらかに成長のほうがいっ
て確認ができましたが、いかんせん数量が 150 個程度ということで、全くもって実験の期間
も短い数量も少数であったということもあまして、実際の養殖漁業に耐えうるような
種苗なのかというのは、確認は取れていなかったということもございます。

仮に成長の早い種苗を用いることができれば養殖期間を短縮、または大型化することが
できるというものであれば、付加価値の向上や収益性も延びるのではないかと、そういった可
能性も追求する中で、この事業については、将来のあわび養殖漁業のあり方、これは海中養
殖、場合によっては陸上養殖、そういったものの可能性についても検討するべく基礎的位置
づけの中でやっていきたいなど、そのように考えているところでして。

試験の工程についても、導入する種苗の数については 2 万 2 千個予定しております、こ
れを従来どおり漁協の陸上の中間育成施設で 1 年飼育、50 mm 以上に成長したものを海中養
殖の籠に入れます。ただし、陸上養殖の可能性についても含めると一部引き続き陸上での飼
育を実施しながら、これを二サイクル繰り返したいと考えているところでして。それに伴い
まして、令和 5 年度からこの事業を実施したいということで、新年度予算に 370 万円ほど予
算のほうを要求する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、あわび養殖試験事業についての報告とさせていただきます。
よろしくお願いたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。今、説明いただきましたが、質問は何か
ありませんか。

○委員（三澤公雄君） 委員長、三澤。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 過去にも町で成長に関しては、実験はやって手ごたえを感じてい
る。だから僕、試験事業というけれども、もうこの品種に切り替えたほうがいいのかと思
うんですね、僕毎週欠かさず見ている番組に BS で水曜日に、魚が食べたいって番組があ
るんですけども、東北沿岸だったかな、エゾアワビっていつでもこれくらいのをうまいべ
って食べさせた漁師がね、来たディレクターにさ。全然、熊石とサイズが違うし、正直、
熊石がこれからもあわびでやっていくというなら、もうこの結果の出ている品種に早々
に変えるべきだと思うんだけど、何で今の段階でまた試験をしなければいけないのか
って説明が、今受けた中ではピンとこないの、もう切り替えてもいいと思っ
ている人間としては、なぜ今、試験をやるのかということがもうちょっと足りない、理
解できなかったの、もう一回お願いします。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 三澤委員がおっしゃるとおりのことかと思うんですが、
確かに実験の中ではそういった効果のほうは私も確認したところでございますが、先
ほど申しましたとおり数が 150 個ということで、やはり今、多分同じ業者さんだと思
いますが、これ岩手県の大船渡のほうから同業者さんですが、北日本水産という業
者になります、そちらのほうでは年間 100 万粒ほどの種苗のほうを生産してござ
いますし、やはり自社でも同じように陸上養殖で 70 mm 以上にして販売している
という実績のある業者でございます。

ただし前回、我々が仕入れた種苗については 150 個ということで、いいものが選
ばれてきた可能性も否めませんし、あと一つ心配なのは海域が変わるということで、
どういった病気が

を持っているのかも懸念されるところです。実際にこちらのほうでは会社としてそういった調査は実施していないということもございますので、当然ながら今回導入にあたっては、私どももそういった特に筋萎縮症や、キセノハリオチス症、フランシセラ症、あと細菌性種苗なんとかって特定疾病になっている、そういったものも今のところそれらの種苗の業者の種苗がもともと発生したという報告が今のところはございませんが、そういったものの有無についても確認していかなければならないのかなと思ってございまして、やはり海域が変わるということは、単純に種苗を導入するといっても、そういったある程度の一定の確認なりをしたうえでなければできないのかなというところがまず一点ございます。

あと先ほど申しましたとおり、ロットが大きくなった場合に、やはり中には、どうしてもこれまで長いこと熊石で公社のあわびを使って養殖していましたが、中には成長の悪い物、あるいは突然、飼育の過程で死んでいくもの、当然ございまして、こちらの業者さんの種苗が実際のところロット数まとまった段階では成長量、あるいは生残率、そういったものがどのようになるのかも確認していく必要があるのかなと。

それともう一点は、道外の種苗になりまして、まず種苗の単価も実際のところ公社の単価から見ると2.5倍ほど高いです。それでさらに運賃もかかりますので、やはりその辺の効果というのを確実に確認したうえでなければ今後の検討も難しいのかなと。いずれにしても今、熊石の養殖部会の体制もですね、だいぶ人数も少なくなっておりますし、やはりあわびの里熊石を今後は持続可能な体制にするためにも、あらゆる可能性を検討しなければならないのかなと。

そういった部分では以前、熊石でも陸上養殖ということも実施してきたこともございますが、やはり養殖期間が長くなることによって経費もかかるという面もございまして、その辺をこの優れた種苗を用いた中で、そういった養殖期間の短縮や、あるいは大型化による差別化や、そういったもので最終的にはマーケティング等も含めて検討していかなければならないと思いますが、そういった養殖漁業のあり方の検討に向けての基礎的調査ということで実施したいなと、そのようなことで考えておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○委員（三澤公雄君） 委員長、三澤。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 大変良く理解できました。全く海域が変わることや、いろんな耐性についての試験も言われてみたら確かに必要だと思いましたが、それで理解はしました。それで最後のほうでね、要するに市場性というか、そういうことまで調査ということも含めましたが、それも町が、そういったマーケティングの部分の調査もやっていくということですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） こちらの部分については、第一義的には漁業者さんの組織の漁協さんが主体になっていかなければならないと考えているところですが、いかんせん、ひやま漁協さんのほうでいろいろ厳しいのであれば、我々もその辺については支援しながら検討していかなければならないのかなと。また喫緊の課題については、なかなか町内販売が思わしくないということもございまして、そういった足元から一つずつ固めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長さん。

○議長（千葉 隆君） 年数は忘れちゃったんだけど、おそらく10年以上は経ってると思うんだけど、その頃に日本養殖学会の事務局長さんという方から紹介されて、その人は道の水産部から天下って養殖学会の事務局長になったんだけど、そのときも大船渡のあわび一回見に来ないかっていって、自分も行ってきたんだけど。その時、要は餌と温度管理で相当数アワビの成長が違うって言うことと言われて、餌の部分も含めて一回紹介しますって話で町に言ったら、けんもほろろだったんだけど。それはそれとして、もう一つはそのとき道の栽培公社の関係、今まで入れてるわけだから、そして隣の施設で、その辺、今こういった試験をやって、切り替えたときに道の栽培公社との今まで繋がりでやってきた部分は影響がないんでしょうか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 今、議長さんがおっしゃったとおり、餌によるところなんかはいろいろあると思いますが、今回の、前回、我々行った実験でも、これは従来使っている同じ餌で公社との比較ということでやってきました。この試験についても餌についても同じものを使用したいと考えております。またこの養殖試験に継続しまして、これまでの栽培公社の種苗についても同様に海中では飼育する予定でございます。

ですが、全て今の●●が見込まれて、全て今の道外の種苗にするかどうかということについては、今、現段階ではこうしたいというのは申し上げることはできませんが、そうするにあたっては単価の問題やいろいろございますので、その辺についてはこの試験の中でもいろいろ引き続き検討しなければならないと思っています。

また先ほどちらっと私のほうからも触れましたが、今の栽培公社さんで生産している種苗の成育具合、ようは品質の部分ですが、その辺については、今のほかの産地からもいろいろクレームではないですが、ちょっとおかしいって話が出ていまして、栽培公社さんのほうでもそれについては、これから対策のほうをしていくようにも聞いてございます。いずれにしても熊石にある事業所でございますので、こういった栽培公社さんを、別に無視するというのではなくて、お互いにいいとこ取りしながら成長していけたらいいのかなと考えてはございます。

そういったことで今の段階ではこうするという事はなかなかはっきりと申し上げられませんが、まずはこういった試験を行ってみて、今後のあり方、どうするのかというのは引き続き検討していかなければならない大きな課題なのかなと思っていますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（千葉 隆君） あと一点。

○委員長（安藤辰行君） 議長さん。

○議長（千葉 隆君） 試験実施体制が、要はひやま漁協と八雲町が共同で試験するというふうな感じなんだけれども、八雲の漁協だったら補助出して漁協自体がやるような感じになるんですね、それであわびの養殖のあそこの中間育成というか育成は町の建物で委託して、それでその部分の収益というか、それは漁組に入るわけですね。だから試験実施の協働といえども、ある程度、産業育成であるならばいつまでも町が協働だということではな

くて、産業を育成する、産業を支援するということになる、やはり独り立ちしてもらうことが目的だと思うんだわ。そこが何十年経っても協働だって発想はやっぱり産業支援とか育成ということからすると、ずっと続くのであれば、なぜそこら辺がしっくりこないなって。

ある程度自立性持って運営するからその団体に支援するというかたちを作っていないと、いつまでもなんかあったら協働でお願いしますみたいな部分にはならないと思うんだわ。ましてや漁業協同組合という漁連もついている中での団体だから、その辺の、こういう事業をやるときのかたちというか、支援の仕方というものも少し考えていかないと、なんか半分町にもどうのこうのってかたち、補助的に補完的に支援する部分はしてもいいんだけど、最初の立て付けのところ、やっぱり漁業協同組合でやります、そこで補助事業でやります、そしてその中で自治体としてなんかやる部分については協力しますとか支援するということが普通じゃないのかなと思うんですね。

ほとんど八雲でも落部漁協でも、こっち側の漁業協同組合はそういうやり方をしている、逆に一緒にやりましょうっていたら嫌がるのね、自分たちでやるって。自分たちが責任もってやるって。だから一旦お金だけは落部漁協にくれ、八雲町漁協にくれと、中身については自分たちでやるからと。ひやまに行くところとちょっと違うかたちがあるんだけど、どっちが自治体として産業支援するかたちでベターなやり方だと課長は思いますか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 議長がおっしゃることはもっともだと思ってございます。今回の試験についても、いつまでもということではなくて、2ヶ年というような立て付けの中で、それだけあればある程度2ヶ年といえますか、要は町のほうで財政出動をするのは、おおよそ種苗購入と種苗代程度の予算ですけれども、その部分との二サイクルに向けての支援ということで考えてございます。

おっしゃるとおり、補助金なりなんりの支出の方法で行うということも十分必要かなということも検討してございましたが、今回の費用負担については先ほど申しましたとおり、種苗代と餌代、それで必要な検査の手数料のみで、その間必要な日々の管理やそういったもの諸々についてはこれは部会、あるいは漁協さんの負担ということでお互いにやっていきたいと思います。

また試験の結果にも左右されるかもしれませんが、今後この状況をだらだら続けていくのかは当然ながら考えているわけではございませんし、これらの成果をもとに、この養殖漁業が独り立ちしていくというのは目標として目指しているところですので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長さん。

○議長（千葉 隆君） 課長、言ってること全然違うよ。言ってることと私が質問してることと、課長が答弁していることは全く食い違ってるから。私が言ってるのは支援するとかこの事業は駄目だということと言ってるんじゃないで、通常はエゾアワビ養殖試験というのは事業主体は漁業協同組合でしょ。これは協働でやる事業になってるから、どうなんですかってことを言ってるの。だからそういうことを言うのであれば、たとえば八雲町で372万出すけれども、漁業協同組合ではいくら出すんですか。課長が今違うような答弁するからさ、あえて聞くけれども。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 大変申し訳ありませんでした、議長がおっしゃるとおり、本来的にはこれは漁業者さんが主体となってやるべきことでしょうし、自らの事業の中で将来を見越しながらやっていかなければならないということからすれば、当然のごとく町が支援するという以前に漁業者さんに考えていただくべきことかなというのは重々承知してございます。

ただ、一方で残念ながらそうもいかないような事情もございますし、その辺についてはこれらそのように漁業者あるいは組織等を●●こちらのほうからも支援はするけれども考え方をきちんと整理した中でそういった、おこがましい言葉かもしれませんが、育成していくといえますか、そういったことも必要なのかなと思ってございます。

ですので、おっしゃることは重々理解してございます。そのつもりでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長さん。

○議長（千葉 隆君） この事業、そもそも漁業協同組合のほうからやりたいって来たんでしょ、ひやま漁業協同組合のほうから、是非ともこの事業をやりたいと、ということで要請されてきてるわけなんでしょ。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） これについてはですね、これまでのあわび養殖部会との関係等もございますが、やはり町としましてもこのあわび養殖漁業というのは●●でいかなければいけないということで、これは要はどちらが先かというよりは、部会あるいは漁協さんとの協議の中で今こういった正しく種苗もあると、そういった活動も考えたときに試験的にやってみないかって話かけは、提案のほうは私どものほうから。ただ、実際にこれに向けてやるやらないの部分についての判断は当然ながら部会さんのほう、あるいは漁協さんのほうになってきますので、そういった話し合いの中でやってみようとなったものですから、このような体制ではありますが話のほうを進めさせていただいたということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 議長さん。

○議長（千葉 隆君） 町のほうから、やらせてたらだめということで全額、町が負担するということ。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） 2年前に少しだけけれども、比較してみたっておっしゃっていたじゃないですか、それってどなたが比較して結果を見てるんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） これについてはですね、熊石漁港にあります、水産研究施設のほうで、ちょっと小さい水槽を用意しまして、私ども町のほうで実際に言われているとおりの効果があるのかというのを確認したところでございます。

それであと実際にこの実験にあたりました水産指導所さんと、協力をいただきながら進めた中でございまして、150個の種苗と栽培公社の150個の種苗を平均して、おおよそ6か月間という短い飼育期間だったんですが、こちらのほうの成果からすると、この北日本水産というところですが、そちらのほうの種苗平均では大きさ40mm、栽培公社の種苗については39.9mmのほぼ同じ大きさのものを6か月間飼育しまして、その間の成長量についてはこの北日本水産さんが平均で55.7mm、栽培公社熊石さんで50.5mmで最大最小とも、大きく北日本水産さんが優れていたという実験結果は出たということで、これはあくまでも本当に実験、確認、本当に成長が早いのかという確認程度のものでしたので、この程度のことしたデータとしてはそろえてないんですけども、確かに高価は短い時間でしたが見られたという状況でした。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） じゃあ、今後の試験の工程でも、そのような感じの比較の仕方をしていくんですね。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 東北のほうから入れた種苗、おおよそ2万2千個を予定していますが、従来の養殖の工程と併せて1年間、陸上で中間育成して、その後海中の海底に設置した籠に移すという工程でございまして、一部陸上にそのまま、さらに1年程度飼ってみまして、それ以外に陸上養殖での、完全陸上養殖での可能性、あるいは今の種苗を用いた従来の方式での海中養殖での成長比較試験ということでやっていきたいと考えてございます。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。ないようですので、次の二番をよろしくお願いいたします。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） それでは報告事項に二点目でございます。檜山沖洋上風力発電事業の経過報告ということで、現状についてご報告させていただきます。

このことについては、以前、今から3年ほど前に2020年の9月にも、その当時の経過ということでご報告させていただきましたが、その間、これと比べて大きな動きもなかったものですから、報告のほうはしてなかったんですけども、今また改めまして若干動きがありましたので現状について端折ってですが報告させていただきたいと思っております。

檜山沖の洋上風力発電事業については、皆さんいろいろご存知のことかと思いますが、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する海域の利用の促進に関する法律、いわゆる再エネ海域利用法の制定に伴いまして、いろいろこの檜山沖、道内では松前、島牧、石狩と、5ヶ所ほど動きがございまして、発電事業者さんによりましていろいろ洋上風力発電の動きが活発になってきたと。

そういった中で国としては洋上風力発電事業の実施可能な区域、いうならば将来的な促進区域ってところに指定になって初めて事業が動くわけですが、これは促進区域また一定

の準備段階に進んでいる区域、また今後有望な区域ということで都道府県からの情報提供をもとに一定の区域の整備もされてございます。そういった中で現在、促進区域は国内では8ヶ所、有望な区域、これは直ちに協議会の組織や国による調査の準備を進めてほしいということで5ヶ所、また既に一定の準備段階に進んでいる区域11ヶ所が今現在、区域分けされておまして、我々八雲町が接する北海道檜山沖、これについては令和2年4月3日に一定の準備段階に進んでいる区域という規定がされてございます。

現状この一定の準備段階に進んでいる区域から先に進んでいる状況ではございませんが、このことについては、系統の確保、また利害関係者の特定及び調整がまだ十分ではないということでこういった位置づけになっているところでございます。

この再エネ海域利用法の制定に伴いまして、この檜山沿岸の動きとしては現状のところ既に電源開発株式会社 J パワー、あとコスモエコパワー株式会社さんのほうではそれぞれ発電事業の計画を案ですが概要を立てまして、いろいろと準備も進めておまして、電源開発株式会社さんは地元熊石での説明会、あるいは計画段階での環境配慮書の縦覧等も進めてございますし、また独自に海洋調査、あるいは漁業実態調査等も実施しているところでございます。

またコスモエコパワーについても、以前 J パワーの次にいろいろと地元説明会等も開催してございましたが、現在足踏みしている状況でして、今年改めて計画段階環境配慮書の縦覧等の手続きのための、いろいろな説明会等の動きも今現在準備しているところでございます。

またそのほか株式会社 J E R A、株式会社レノバ、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、東京電力リニューアブルパワー、北海道電力、これらの事業者さんがこの檜山沖での洋上風力発電事業についていろいろ検討がされているという状況でございます。またこの特に北海道電力さんについては、現在、三菱商事や中部電力とも協力しながら積極的に事業を進めている状況でございます。またこういった事業者さんの活動に伴いまして、檜山管内の洋上風力の状況について、情報の共有やあるいは事業の推進等も目指すということで、檜山管内洋上風力事業推進連絡協議会というものを立ち上げてございます。

この組織については檜山の全町が元々組織して、この風力発電事業を主な目的として協議会を立ち上げましたが、令和3年2月に協議会の名称、またヒアリングも開催してございます。これは資料の下線の部分や変更になったことでございまして、主に情報共有のみならず、事業の円滑の導入を推進するための組織にしましょうという位置付けにしまして、内容を変えたところでございます。

その結果、乙部町については洋上風力には後ろ向きだったということで、乙部町が抜けて現在、乙部町除く檜山の各町と八雲町、またオプザーバーに振興局、ひやま漁協、ハートランドフェリーさん等が利害関係者という立場で組織に入っております。

またそういった中でひやま漁業協同組合さんのほうでは、令和2年6月に檜山海域における洋上風力発電事業の推進について理事会で決議し、協議会のほうにも事業の積極的な推進をお願いしたいという要望もされているところでございます。

資料の裏になりますが、そういった動きのなかで、この国のほうでもいろいろ動きがございまして、現在、洋上風力発電事業に関連する調査ということで、着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業、これは洋上風況マップ改定基礎調査ということで、これは国のほうから、国の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆる N E D O というところ

ろが、日本気象協会へ委託して、風況観測調査、これ檜山管内、八雲、それと上ノ国、せたな町で実施してございます。八雲については、国道 229 号線の見市川にかかる橋のふもとのところに、高い鉄柱を建てまして、洋上での風況の調査を実施しているということで、これは本年の 9 月まで実施される予定でございます。

また最近、これ経産省でも発表されましたが、洋上風力発電の導入の促進に向けた採算性分析のための基礎調査事業、これは洋上風力がセントラル方式って一般的にいわれてるんですが、国のほうで洋上風力発電事業に必要ないろんな調査、要は海底調査や風況調査や必要な調査等を国で実施しまして、それらを、発電事業を検討している事業者さんに情報提供するというようなことで、これが今年から実施される予定でございます。

これは JOGMEC、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構さんが実施機関となりまして、風況調査、海底地盤調査、これは海底等の掘削等も含めたものと聞いてございます。これを北海道檜山沖、また道内では北海道岩宇・南後志・島牧沖の計 3 地区で実施するというので先日、経産省からも発表されたところでございます。

詳しい調査の内容については、まだ我々のほうに詳細は届いてございませんが、こういった檜山沖での洋上風力については、現在このような状況になっているということで皆様にもお知らせしたいということで、よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。今、説明がありましたが、これに対して質問はありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） ないようですので、これで終わりたいと思います。

【サーモン推進室職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは 3 番目のサーモン養殖試験事業について、サーモン推進室から報告をお願いいたします。

○サーモン推進室次長（多田玲央奈君） 委員長、サーモン推進室次長。

○委員長（安藤辰行君） サーモン推進室次長。

○サーモン推進室次長（多田玲央奈君） それでは、サーモン養殖試験事業の状況について報告させていただきます。

資料 1 をご覧ください。まず熊石サーモン種苗生産施設のサーモン幼魚出荷についてです。令和 4 年 5 月、熊石サーモン種苗生産施設に、約 2 万 4 千尾のサーモン稚魚を搬入し、幼魚まで育成したうえで、令和 4 年 11 月 15 日から 19 日にかけて、1 万 1,540 尾を熊石漁港内の 20m 円形海面生簀 2 基および 10m 正方形生簀に放流し、海面養殖を開始してございます。さらに熊石サーモン種苗生産施設に残った約 1 万尾のサーモン幼魚については、令和 4 年 12 月 26 日と 27 日の二日間で日本サーモンファームにキロ千円でお荷してございます。

続きまして資料 2 をご覧ください。上八雲地区のふ化施設についてです。北海道二海サーモン事業の推進を図るため、上八雲地区の民間ふ化施設を購入すべく所有者と協議をしたところでございます。協議の中で所有者から土地収用法の事業認定制度の活用について申し出があり、認定庁である北海道との協議、審査などをはじめ、各種手続きが必要となることから、当該ふ化施設の令和 4 年度中の購入は困難な状況となりました。このため、令和 4

年度予算に計上しております、当該施設の購入費5千万円を令和5年3月の第1回定例会において減額補正させていただきたいと考えてございます。

以上、サーモン養殖試験事業の状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。説明が終わりましたが、質問はありませんか。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） まずはサーモンについて質問します。12月26日に日本サーモンファームに買ってもらってるんだけど、12月の定例会時にはさ、見通しが立たないような答弁されてましたよね、だから僕らも凄く不安、当初の話と違うんじゃないかと。結局買ってもらったんだけど、あの答弁のあとに、どんな経緯で買ってもらうかたちになったのか。順調にいかなかったイメージをこの報告でも持つんだけど、どんなもんでしょうか。

○サーモン推進室次長（多田玲央奈君） 委員長、サーモン推進室次長。

○委員長（安藤辰行君） サーモン推進室次長。

○サーモン推進室次長（多田玲央奈君） 日本サーモンファームへ出荷しましたが、これは岩内漁港に設置をしている海面生簀に投入して、日本サーモンファームが海面養殖をするということで販売に至ったんですが、なかなか日本サーモンファームと岩内との間の協議も順調に進んでいなかったと聞いておりました、定例会のあとになります、受け入れ可能になったということで、この日程で出荷ということになりました。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 当初、計画段階で聞いてたときはさ、日本サーモンファームさんとも良好な関係で、ほかに販売できないものはこちらで買ってくれるんだって聞いてたので、安心だなと思って僕らも事業の推進を認めたんです。だけど今言ったように当初の話と違う雲行きになったところの説明について足りないのかなと思うので、そこが聞きたいです。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） すみません、僕のほうからその辺の部分なんですけれども、今、岩内町でこういった養殖試験をやるという部分なんです、これは伝わってきている話ですが、一般的に海面で養殖試験であっても行うためには、養殖試験の承認申請手続きが必要になります。その関係のもとで、この調整なりなんなりも必要になってございまして、当初12月の早い段階ではそれらが進んでいなかったと聞いております。そういった手続きがすべて完了したのが、年の瀬も迫ったころだと聞いてございまして、このような部分について地元の熊石の漁業者さんのほうから、そういった情報もございまして、こういったことが搬入の時期が遅れたことに繋がったのかなと考えてございます。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） その説明でわかるのかなと思うんだけど、日本サーモンファームさんとは意思疎通が良くできているはずだから、卵がこういう状況で、稚魚の成長具合もわかっているので、この時期に、そして八雲の受け入れ施設の大きさも知ってるわけだ、だから1万尾相当余るということは進む段階でわかっていると思うんですね。だけど受け入れる体制ができてなかったということが今の説明でもわかるので、だから何故なのかと思って聞いてるんです。まだそういった疑問に答えてないと思います。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 今のお問い合わせについてはちょっとあれなんですけど、今言った手続き上の問題もございまして、その辺については、はっきりと議会の中では言えなかったのかなと感じてございます。ただ元々この2万4千入れまして、これはあくまでも熊石の部分での種苗の確保ということを目的にやりまして、最終的に成長の状態も良くて生残率も良好に進んで、おおよそ2万尾ていどおこったというじょうきょうです。当然ながら余ったものは、以前ご説明してましたとおり、引き取ってもらうという前提で物事は進めておりましたが、いろいろやはり先の部分で受け入れ体制も整った中でなければなかなか言えなかったのかなと判断してございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） そういう答弁に終始するなら、たまたま今回は日本サーモンファームさんが受け入れてくれたけれども、これから先何が起こるか分からないという見通しを僕ら受けるんですけれども、それでいいんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 申し訳ありません、大変心配をおかけしていますが、基本的にはこれからも今、現在まで進んでいる事業についても、基本的には余ったもの、余ったものという言い方は変ですが、地元での活用で、残ったものについては、日本サーモンファームさんのほうに引き取ってもらうということは考えてございます。その辺については従来どおり考え方については変わりはないということでご理解いただきたいと思います。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 先ほどのあわびのときと同じように、八雲が一方向的に思ってるだけで、漁協さんも含めて今回の日本サーモンファームさんも同じ温度で受け止めてないのかもしれないという危惧を持って僕らはこれから議論を考えていかなければならないと思いました。

あと単価ですが、キロ千円という単価は、これは適正な単価なのかなって。●●の段階での稚魚の単価っておいくらでしたっけ。キログラムにしたら。

○サーモン推進室次長（多田玲央奈君） 委員長、サーモン推進室次長。

○委員長（安藤辰行君） サーモン推進室次長。

○サーモン推進室次長（多田玲央奈君） 令和4年5月に購入した稚魚の段階ではキロ3,500円という値段でした。稚魚なので1尾あたり25gくらいの大きさだったんですが、キロ

今回千円っていう金額については、これまで日本サーモンファームから幼魚として購入していくときと同じ金額を適用させていただいております。

○委員（三澤公雄君） わかりました。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで終わりたいと思います。

【サーモン推進室職員・産業課職員退室】

【商工観光労政課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは、株式会社木蓮役員体制の変更について商工観光労政課から報告をよろしくお願いいたします。

○商工観光係長（南川隆雄君） 委員長、商工観光係長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光係長。

○商工観光係長（南川隆雄君） それでは、報告事項1 株式会社木蓮役員体制の変更について、報告を受けましたのでご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。株式会社木蓮の新役員体制についてですが、当初より岩村町長におかれましては、令和3年7月1日より代表取締役社長に就任しておりました。当時の町議会総務経済常任委員会で報告した際には、若手主体の人員が育つまでという一定の期間としてご説明いたしましたが、社長に就任することについては、適当ではないのではと委員の皆様からのご指摘があり、町長もそのように考えているところでしたが、現状としては、まだまだ内部体制としては成熟していない状況でございます。

このたびの岩村町長の代表取締役社長辞任に伴い、1月24日開催の臨時株主総会で近藤安幸氏が代表取締役社長に選任されておりますが、近藤社長につきましても、繰り返しのなりますが、若手主体の人員が育つまでの一定の期間と考えているところがございます。

役職の変更につきましては、副社長を廃止し、岩村町長は代表取締役社長を退きましたが、取締役として残り、これまでの経験などからアドバイスなどをする後方支援の体制をすることであります。以下、取締役については変更はございません。

以上、簡単ではありますが、株式会社木蓮役員体制の変更についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。このことについて質問はありませんか。

ございませんね。それでは次の、鉛川観光施設改修及び譲渡についてお願いをいたします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） よろしくお願いいたします。

私の方からご説明させていただく内容ですが、一つ目は町が管理している鉛川観光施設の老朽化に伴う改修の内容についてと、二つ目は令和6年3月31日に貸付期間が満了となる温泉施設おぼレクリエーションセンターの譲渡に関する取り扱いについてでございます。

1月に開催されました委員会において、令和5年度に予定している鉛川観光施設改修事業と温泉施設及び関係設備の譲渡に向けた協議を進めていることにつきまして、ご説明をさせていただいたところでございます。

改修については、前回の委員会の説明と重複する部分もありますが、改修及び譲渡の取り扱いについて、このたび、概ね協議が整いましたので、その全体像についてご説明をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。はじめに1の鉛川観光施設のこれまでの経緯と、施設の位置づけについてであります。これまでの経緯であります。昭和50年、産業振興の一環と観光資源開発により、町営公衆浴場として山小屋風の温泉施設を整備したのが、鉛川観光施設としてのスタートでございます。昭和55年には、公衆浴場に併設するかたちで、町営温泉宿泊施設おぼこ荘を開設し、直営にて運営を行ってまいりました。昭和60年には、町営おぼこレクリエーションセンターとして温泉施設を現在の施設に改築してございます。平成元年10月に宿泊施設を、そして平成2年11月には交流施設として整備した小牧荘を、平成11年におぼこレクリエーションセンターを、それぞれ有限会社ひらたさんに委託して管理運営を担っていただいて、町の観光振興と地域の活性化に貢献していただいているところであります。

平成17年2月、宿泊施設の老朽化に伴いまして、町では建替えの検討とともに、民間活力による施設運営を模索していたところ、おぼこ荘の管理運営を受託していたひらたさんの協力により、民設民営により、八雲温泉おぼこ荘が9月に開業されたところであります。また、併設している温泉施設については、ひらたさんに令和3年3月31日まで貸し付けることとし、貸付料を割賦販売の賦払相当額として、貸付料の累計額が残存価格相当額となった契約期間満了時に無償譲渡する割賦販売契約を締結したところであります。

平成24年3月には、小牧荘やドリームランドの利用者の減少に伴う運営赤字から、ひらたさんに管理運営を委託していた小牧荘とドリームランドを廃止しております。町としては、廃止によって経費節減が図られた一方で、ひらたさんにおいては、委託料が大幅に減ったものでございます。

令和3年4月には、新型コロナウイルスが令和2年2月から感染拡大した影響による経営悪化に対する対応として、契約期間を3年間延長して令和6年3月31日までとし、現在に至っております。以上がこれまでの経緯でございます。

次に、表の下の施設の位置づけでございます。鉛川観光施設は、皆様ご存じのとおり、国道277号線、雲石峠のほぼ中央に位置してございまして、自然に恵まれた景色がよい静かな地区に位置していて、昭和50年に開設した町営公衆浴場と、これに併設した町営温泉宿泊施設おぼこ荘が多くの人に親しまれた観光施設でありました。

時の経過とともに施設の老朽化が進み、町としては貴重な観光資源として残したい反面、改築には財政的に厳しい面もあったことから、先ほどご説明しましたとおり、建替えとともに民間活力による運営を模索していたところ、おぼこ荘の管理を受託していたひらたさんの協力を得て、平成17年9月に民設民営による現在のおぼこ荘が誕生したところであります。

この宿泊施設と温泉施設は、これまでの経緯と運営において、観光施設としての知名度アップや観光客との繋がりなど、観光振興をはじめ、町の活性化に貢献している施設であり、町の観光資源の一つとして貴重な施設となっております。

以上が施設の位置づけでございますが、当時、観光資源開発により町営からスタートして現在に至るといふ、これまでの経緯と、それから町の貴重な観光資源の一つであるという位

置づけを踏まえ、この施設を持続することによって引き続き観光振興と町の活性化を図っていききたいという考えから、改修及び譲渡に向けた対応を行ってまいりの方針でございます。

続いて、2ページをお開き願います。2 町が実施する改修工事に関することとさせていただきます。(1) の水道施設改修と、(2) の浄水設備及び温泉設備改修については、1月に開催された委員会で報告させていただいておりますが、位置関係を資料2のイメージ図により確認していただきながら、改めてご説明をさせていただきます。

(1) の水道施設改修については、旧鉛川小学校跡地にある配水池から機械棟までの配水管で、資料2のイメージ図では右下の「A水道施設改修」と表示している部分になります。整備後47年が経過しておりまして、劣化による破損が懸念されることから、安定的な給水環境を維持するため、令和5年度に布設替え工事を行う予定であります。布設替え延長約1kmで、要求額は1,580万7千円でございます。

(2) の浄水設備及び温泉設備改修については、イメージ図では右側青色の「B浄水設備改修」と、その左側に位置する白色の「C温泉設備改修」と表示している部分になります。浄水設備に関しては、経年によるろ過機の処理能力が低下していることから、安全な水を効率的に供給するための改修でございます。また、温泉設備に関しては、同じく経年による送湯管へのスケールの付着が著しいことから、安定して温泉を供給するための改修でございます。

改修スケジュールですが、令和5年度は、基本実施設計業務委託を行うこととして、要求額940万5千円。令和6年度には、改修工事を実施する予定であります。この改修概算工事費については、正確には基本実施設計において算定するものではありませんが、今年度、見直しを行っている総合計画の実施計画に掲載する関係もあることから、いろいろと情報を収集しまして、設計前の概算として2億円を見込んでいるところであります。設計前の見込みでありますので、設計後に増減が生ずることをご理解をお願いいたします。

また、水道施設、浄水設備及び温泉設備、これら泉源を含んでおりますが、これらについては、レクセン温泉施設の一体設備でありますので、老朽化対策として改修し、環境改善を行った後、令和6年度中にひらたさんに譲り受けていただくことで了承をいただいているところでございます。

次に(3)の浄水設備及び温泉設備工事期間中の休業補償でございます。

イメージ図中央のG八雲温泉おぼこ荘を対象とするものであります。老朽化に伴う設備改修工事は町が実施するものであり、工事中は、おぼこ荘と温泉施設に水と温泉が供給されないこととなります。この水と温泉が長期間供給されないことにより営業が継続できず、損失が発生することが明らかであります。地方公共団体の適法な行政活動により生ずる損失の補償に該当しますので、工事期間に限り休業補償を行うものであります。

補償の対象は、休業中も継続して支出が予測される固定的経費、具体的には各種基本料金、機器等の保守経費、リース経費、法定福利費、保険料を対象とし、このほか従業員給与及び役員報酬相当額で、補償額は町の算定によるものでございます。1日あたり補償額として10万9,727円、予定工期180日を想定し、1,975万860円を令和6年度の予算措置予定額とするものであります。工事が順調に進んだ場合の工事期間の短縮、又は資材調達に時間を要するなど期間の延長も想定するものでございます。

以上が、町が実施する改修工事に関する内容でございます。

続いて3ページ、3 おぼこレクリエーションセンター温泉施設の譲渡、老朽化対策に関することとございます。イメージ図では右側黄色のD露天風呂、それと緑色のEレクセン温泉施設と表示している部分であります。

(1) のレクセン温泉施設の賃貸借契約の満了に伴う譲渡については、平成17年に賃貸借契約を締結しておりますが、コロナの影響で貸付期間を延長したことにより、令和6年3月31日で満了することになっております譲渡に関する契約事項に基づいて、令和6年3月に貸付料を清算後、4月に無償譲渡をすることになっております。レクセンの無償譲渡に伴い、(2) の町有地の売買を行うもので、イメージ図の黒色で囲った部分を除いて、赤色で囲った部分がレクセンに係る敷地になります。面積3,462.24㎡を211万円で購入してもらうことで了承をいただいているところでございます。

次に、レクセン温泉施設の老朽化対策に対する補助として、(3) の解体補助金と(4) の改築補助金についてでございます。賃貸借契約に基づいて、現状のまま譲渡を行うレクセン温泉施設は、昭和60年に整備されまして、38年が経過していることもあり、建物や設備関係の老朽化が著しい状況でございます。ひらたさんからは、現状のまま譲り受けて営業を継続しても、修繕費が年々増えていくことが確実であると、それから譲渡後も運営を継続して、町や地域に貢献したい考えがあるものの、現施設のままであればそれが叶わない可能性が高いとの考えから、譲渡後の老朽化対策の支援要望を受けております。町としても、施設の状況から老朽化対策は必要であると考えているところであります。

観光資源開発により町営からスタートして現在に至るというこれまでの経緯と、町の貴重な観光資源の一つであるという位置づけ、更には、この施設を持続することによって観光振興と町の活性化に引き続き貢献していただきたいということも踏まえまして協議を続けてきた結果、譲渡後の老朽化対策に対して補助金により支援を行う方針としたものであります。

(3) の解体補助金については、消費税を除く解体設計と解体工事、これらを補助対象としまして、補助率10分の10の実績補助とするもので、この考え方につきましては、平成21年度に民間事業者に対して補助金を交付した際の考え方を基準とするものであります。

令和5年度は解体設計に対する補助として、予算措置予定額を408万4,055円で、現段階で予算編成作業が終了していることから、令和5年度中に予算補正をお願いしたいと考えております。

また、令和6年度は、解体工事に対する補助として、予算措置予定額を4,506万400円を予定し、解体に係る補助金合計で4,914万4,455円を予定額とするものであります。

次に(4) の改築補助金については、消費税を除く改築設計と改築工事を補助対象とし、ロシアのウクライナ侵攻や、円安による影響などを考慮し、資材高騰分を加算するもので、この考え方については、先ほどと同様に平成21年度に民間事業者に対して交付した補助金額1億円を基準として、社会情勢の変化を加味するものであります。

資材がどの程度の割合で高騰しているかについては、公的機関が発表したものはございませんので、関係事業者やインターネットなどで広く情報を収集し、資材高騰加算分として1.9を設定したものであります。

予算措置予定額として、基準とする1億円に資材高騰加算分1.9を乗じて、改築補助金全体で1億9千万円とするもので、令和5年度は改築設計に対する補助として必要額を予算補正にてお願いしたいと考えております。また、令和6年度は、改築工事に対する補助とし

て、補助金全体額1億9千万円から令和5年度の改築設計補助金を除いた額を予算措置予定額とするものであります。

鉛川観光施設老朽化対策に関する予算規模ですが、町が設備等を改修する経費、それに伴う休業補償、老朽化対策補助金を合計しますと、令和5年度、令和6年度の2か年で4億8,410万8千円の予算規模を予定するものでございます。

最後に4ページをお開き願います。改修及び譲渡のスケジュールについて、ただいまご説明した内容を令和5年度と6年度の動きが分かるかたちで示しておりますので、資料2のイメージ図と一緒にご確認いただきたいと思います。説明は重複しますので省略させていただきます。

以上、説明が長くなってしまいましたが、鉛川観光施設改修及び譲渡についての説明いたします。よろしくお願いたします。

○委員長（安藤辰行君） ありがとうございます。

今説明終わりましたが、何か質問はございませんか。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） ちょっと頭悪いので聞くけどさ、資料1ページ目のさ、貸付期間、令和3年3月31日までって契約で割賦販売価格相当額になったときに無償譲渡するって契約を結んだんでしょ、だったら令和3年3月31日に、順調であれば残存価格と相当額になっているので、その段階で無償譲渡ってことが成立していたはずなんだよね、まずここまで。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 資料1のほうの平成17年9月の動きだと思いますが、当初はですね、令和3年3月31日までの貸付期間を設定して、これの3月には清算をしてそして譲渡すると、こういった契約になってございます。ただ先ほどもご説明したとおり、令和2年2月くらいからコロナの影響でですね、経営状況が相当悪化したという状況も踏まえた中で、ひらたさんのほうから要望が提出されています。それでその要望の内容については、現在見通しがつかないコロナの状況の中ですが、3年間延長していただいて、その3年間延長した分の清算額、残っている金額をさらに分割して3年間お支払いしますと。そして令和6年3月には残った金額を清算すると。そういった契約の変更、新たな契約といえますか、それを締結しておりますので、本来であれば令和3年3月で終了するところを、3年間延ばしたと、こういった流れになります。

それで3月で本来終了するという事なんですが、3月の清算額がこの当時の計画から行くと、だいたい800万程度3月に精算していただく契約の内容になっております。それを経営の悪化から3年間延ばしたということで、残っている800万をさらに3年間で分けて払って行って、残った令和6年3月には残り分を清算すると、そういった契約に新たに締結しているということをご理解をいただきたいと思います。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） じゃあコロナまでは毎月なのか年なのか貸付料払ってもらってたんだけど、残り800万で残存価格とイーブンになるところを3年かけて800万払っても

らう契約にしたと、その800万を認めた結果、4億8,400万、町が新たに負担しなければいけなくなったという説明を今したということだよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 3年間延長したので町がこの改修工事を行わなければならないといったご質問なんですけど、そうではないということをご理解をいただきたいと思います。といいますのは、ここの施設、そもそも町が管理している施設だといったことで、宿泊施設はひらたさんが所有している施設なので、温泉施設とそれに一体となっている設備関係、これを町が現在管理して、町の所有になっているということで貸付しております。

それで先ほどもご説明させていただいたとおり、30年以上が経過してきていて、外観はさほど老朽化していないイメージはあるんですが、施設の裏に行くと屋根がちょっと下がっていたり、施設の内部が、地下のほうですけれども給水管が漏水していたりとか、あるいはボイラーの老朽化で十分な能力を発揮できていないだとか、あと浴室であればお湯の配水管が詰まって流れが悪いだとか、相当老朽化が進んでいる中で運営をさせていただいていると、こういった状況にありますので、3年間延ばす延ばさないに限らずですね、老朽化対策というのは必要になるということですので、仮に令和3年3月31日で、こういった議論を、ひらたさんと協議するといった状況だったとしてもですね、担当課としては老朽化対策というのは避けて通れない話なんだろうと認識しております。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） わかりました。だけど休業補償までやるのはやりすぎなんじゃないの、当初の考えの令和3年3月31日まで成立していたらということになったら、休業補償まではどうなのかなってところはどうなんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 休業補償の関係ですが、確かにそういったご意見も内部協議の中では議論しております。それで、どうしてもですね、町が実施する工事でやむなく工事期間中は休業せざるを得ない、水も止まってしまう、温泉も止まってしまうと。温泉は入れずとも水が出ていたら営業は可能なのかなって町のほうでは議論しましたが、この水も止まってしまうということで、どうしても営業継続できる環境にない状況にしてしまうといったことで、先ほどもご説明したとおりですね、予算の区分の中であるように、損失の補償というのに該当しますから、そちらを町としても補償していくと、工事期間中に限って補償していくといった考えでございます。それでご理解をお願いしたいと思います。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） わかった、令和3年3月31日に無償譲渡したとしても、温泉設備の改修に関しては町が責任もってやるんだから、その間はひらたさんの持ち物となって経営していても町が補償しなければならないから、このかたちになっても補償はしなければいけないよねって考え方ですね、わかりました。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保建一君） 三澤さん納得したかもしれないけれども、俺、なんか納得できないんだよね、これレクリエーションセンターというかおぼこ荘の浴場ができたのが昭和 55 年でしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 当初の走り出しが 50 年ですけれども、現在の施設になったのが 60 年。

○委員（大久保建一君） そしたら今で風呂が 38 年くらい経ったんでしょ、このおぼこ荘でレクリエーションセンターを有限会社ひらたさんに委託したときにさ、その割賦販売みたいな感じで月々払ってもらって、そのあとは、それが終わって任期満了したら無償譲渡にするというのは、建物の価値がその辺で減価償却されちゃうから無償譲渡していいんだよって話だったんじゃないの。それをまた新しくしてやって、それで無償譲渡って話になるの。なんかおかしいような気がしない、これ。みんなそれでいいのかな。

それでもう一つ聞きたいのは、町がそういう考え方するなら、これから同じような運営しているひらたない荘とかあるよね、熊石の。それもそういう感じにするんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず現施設といたしますか、温泉施設の無償譲渡の考え方ですけれども、契約上、平成 17 年にいろいろ協議した中で割賦販売契約を締結したという流れになっております。ただ、当然、年数が経つにつれて施設も傷んできたりしてくるといのは、その当時からわかってたことだと思うんですが、ひらたさんもそれを承知で契約を締結したんだろうなと思っています。

そういった中で当初スタートして 38 年経った中で今回の満了を迎えるにあたって、やはり施設の傷み具合が相当あると、38 年前に建てた施設の配管の漏水だとか、スケールの関係だとかいろいろあって、ひらたさんも自分の努力で対応できる範囲を超えてしまっているという考え方なのかなと私は理解しております。協議した中でも何とかしたいけれども、なかなか厳しいと、そういったことで要望がされたと、町としてもその要望も受けた中で、大久保委員さんがおっしゃったような考えもある中で、十分に時間をかけて協議してきたところであります。

実際に去年の春くらいから協議を進めてきておりまして、この 1 月の末に一定の方向性を見出せたといった中でいろいろとやりとりをしてきた経緯もございました。そういった中で町もやはり観光施設とした位置付け、その位置付けはやはり町が最初にスタートさせた施設であるという部分もある中でですね、何とかこの施設を町としても長い間維持したいし維持していただきたいという思いもあったものですから、そういったものも含めてですね、協議をした結果、ひらたさんが譲渡後に行う老朽化対策に対して、町としても一定程度補助をして施設を維持していただきたいと、そういった考え方になったところであります。

それと今後の同様の施設の扱いになりますけれども、確かにひらたない荘についても旧熊石が、国民宿舎としてやってきた経緯がございます。その部分については、国民宿舎を廃

止した際に施設を民間事業者さんに購入していただいて、そして解体と改築の部分に対して同じように補助金を出すと、今回はその考え方を踏襲しながら社会情勢などを加味したという考え方で、今回、補助金の額を予定しているところであります。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 温泉、温泉、今回のひらたないも委託でしょ。それも老朽化したときには建替えて、それが譲渡することになっているかは知らないけれども、もし譲渡するとなったらあっちもこれと同じようにするのかいって。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） あわび湯の関係かと思いますが、現在の位置付けは町の建物と同じような位置づけになっております。老朽化してじゃあどうするんだという部分については、具体的な話は出ておりませんので、私のほうからはこうだって話ではできませんが、そのときに議論して、どういうかたちにするかという部分は町内部で検討していくことと思いますが、ただ今回と同様に扱うかどうかに関しては、今回のおぼこ荘に関しては平成21年の民間事業者に対する補助金の例を参考にさせていただいて、それが前例になっておりますので、それを踏襲して今回の考え方を方針としたということになりますので、今回がもしこのまま方針として進めば仮にあわびの湯の譲渡ですか、そういった話が具体的に変わったときはそういった部分も加味しながら検討されていくものと思っています。ただそれがそのまま同じ考えかという部分に関しては、ちょっと今は何とも言えませんので、それは検討によると思います。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。

○委員（大久保健一君） よろしくないけど他の人の意見も聞いてみて。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） 民設民営ってそういうものなんですか。一定程度、補償っておっしゃっていましたが、10分の10ですもんね。全額ですもんね。これ意味がわからないなと思っていて、もうちょっと詳しく教えてもらえたらと思うんですけども、もし皆さんわかっているなら後ほど個人的に聞きに行きます。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 倉地委員さんの10分の10は解体に関する10分の10ということでよろしいですね、それで解体に関して今回10分の10で補助金を予定しているという理由については前例となっている平成21年のひらたない荘の解体に関してもかかった経費、消費税を除いた経費を全額補助しているという前例がありましたので、それを基準として今回も10分の10で設定させていただいたといったことをご理解をいただきたいと思います。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） すみません、あとでまたお勉強させに行かせてください。よろしくお願いたします。

○委員（三澤公雄君） 堂々と質問しなさい。

○委員（倉地清子君） 4億8千万、民設民営のこのものでこんなに補償するのかって、ちょっと分からないので。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 民設民営の考え方と、今回の補助金とセットで考えていただくということではなくて、あくまでも民設民営は、今回おぼこ荘は平成17年に宿泊施設を当時町営だった宿泊施設を町といろいろ協議した中でひらたさんが自分の力で宿泊施設を建てていただくと、民説でそして運営も自分で行いますということで民設民営に、宿泊施設はそういう整備の仕方をされたんですけれども、当時、温泉施設に関しては町がそのまま町の所有物としてなったものですから、それを貸付したかたちで今まで運営してきていると、それで現在も町の施設になっているという扱いでありますので、民設民営ですからこういった補助金を出すということではないということでご理解をお願いしたいと思いません。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） わかりました。

○委員長（安藤辰行君） ほかに。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さんどうぞ。

○委員外議員（佐藤智子君） 老朽化で直さなければならないといういろいろなそういう事情はわかるんですけれども、やはり4億8千万って5億近い金額は補助金の範囲を超えているのではないかという声がありますけれども、どうお考えになりますか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 補助金の範囲というか、補助金にまずは基準がないということでご理解いただきたいと思いますが、今回は補助金として想定している金額、まず改築に関しては1億9千万円、それで解体に関しては10分の10で約4,500万円ほどとなっておりますので、その部分に関してはですね、町でこういった補助金に対してこういう基準というのは持っておりません。持っておりませんが、先ほどもお話をさせていただいたり、やはりこれまでの経緯というのが私は非常に重要だと思っております。町営からスタートしてという経緯がございますので、そういった部分からしてですね、今回、相当内部で協議を重ねて判断させていただいたということでご理解をしていただければなと思っております。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。

○委員外議員（佐藤智子君） なかなかざわざわするんですけれども、それと別にですね、今度譲渡をしたら固定資産税が発生すると思うんですが、それはだいたい年間どれくらいですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 固定資産の関係ですけれども、今現在、町の建物になっておりますので、税金というのが発生していない状況になっております。譲渡したあとに今の温泉施設を改築して、そして設備関係も改修して譲渡すると、そうなると新たに算定をされることとなりますので、現段階ではこれくらいって金額はわからない状況です。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。

○委員外議員（佐藤智子君） それで休業補償なんですけれども、6ヶ月間ですよ、6で割ると1ヶ月 329万円くらいになるんですけれども、現在の従業員数と役員の人数を教えてください。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ちょっと時間をいただいてよろしいですか。

○委員長（安藤辰行君） はい。暫時休憩いたします。

休憩

再開

○委員長（安藤辰行君） 再開いたします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいまのご質問ですけれども、まず従業員の人数でありますけれども、月ごとにいろいろ動きがありますので、年間の平均ということで計算しますと14名、それから役員に関しては4名、以上でございます。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。

○委員外議員（佐藤智子君） 今、大久保さんが横で言っていたように、営業していたら1日当たり10万円くらいは収入が得られるだろうということも加味しているとは思いますが、役員報酬も一人いくらなのかわからないし、従業員もいろいろな段階で給与は違うんでしょうけれども、このはじき出した数字の根拠になる資料をできたら次回でもいいので出させていただいたほうがいいのかなと思いますけれども、でも総務経済常任委員会がそんなのいらぬといったら傍聴の立場なので出さなくてもいいっていうことになったらいらぬとは思いますが、私個人としてはそういうものもあつたほうが納得できるんじゃないかと思いました。

○委員長（安藤辰行君） ほしかつたら個人でもらいに行ってください。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 休業補償の部分のお話ですけれども、今回、休業補償として算定している部分は、あくまでも固定的経費と従業員と役員の報酬相当額ということで、本来、営業したとして営業利益を保証するものではありません。というのは固定的経費はですね、営業してもしなくても必ずかかる経費といった考え方になります。

それから営業していたときに得る収入、営業収入ですが、これについては流動費ということで企業会計上おそらく●●されていると思っておりますが、流動費については考え方としては売り上げに応じて金額が変わってくる経費だということで押さえておりますので、た

例えば原材料費だったり、仕入れ原価だったり、そういったことで売り上げがあればその経費がかかってくると、ただ今回は休業していただくという考え方ですので、売り上げが発生しないと。売り上げが発生しなければこういった経費もかからないだろうと、そういった考え方で固定経費を休業補償の算定にするとといった考え方でございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 牧野さん。

○委員（牧野 仁君） ちょっと確認なんですけれども、平成17年9月から民設民営になって賃貸借契約、結びました、これまで予算の中で度々修正、おぼこ荘で今まで18年間、町から発生した金額、だいたいおおよそどれくらいになってるか、わかりますか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいまのご質問ですけれども、全体です、いくらかというのは持ち合わせはございませんが、まず水道関係で維持費といいますか、維持費がかかっているのは年間、区分毎にお話させていただきますが、水道施設に関する維持経費、水道の管理委託ですが、これは51万3千円、これ令和4年度の予算ベースですけれども、水道に関しては51万3千円の予算ベース、それから浄水設備と温泉設備にかかる通常の維持経費、これも令和4年度の予算ベースでお話させていただきますが、合計しますと888万5千円、この中にはたとえば殺菌剤やあと設備を稼働するための電気料金だとか、あと温泉の配水管の清掃、通常のメンテナンスの清掃だとか、あとは委託ですが、温泉ですから毎年点検をしなければなりませんので、温泉の点検料だとか、これ全部含めて合計しますと888万5千円と、通常の維持経費としては合計しますと約1千万円近く年間かかっております。

このほかに施設の修繕ですね、突発的な修繕が考えられますけれども、それもですね、その年によって変わってきますが、たとえば平成26年にですね、浄水関係の、ろ過装置を見直したことがございまして、それもおそらく処理能力の低下といった部分での見直しだと思うんですが、そのときはですね、4,200万ほどかかっています。ですので、この施設を維持するためには通常では大体1千万円くらい。あと設備関係がやはり、お金がかかる設備ですので、故障した場合はそれなりの金額がかかっていく施設であるといったことであります。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 牧野さん。

○委員（牧野 仁君） 今の賃貸借約、年間500万くらいひらたさんからいただいても、今の1千万くらい町で出していると、差額500万、今までずっと続けて、この18年間。そのほかに4,200万円くらい修繕費がかかっていると、相当費用がかかっていると。町の貴重な施設とはいえ、その辺のことも含めて今回の4億8千万まできちゃったんですけれども、ちょっと僕も無償で渡すのはどうなのかなと思ってるんですけれども、その辺気になるんですけれども、その辺の話はどうなってるんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 契約上はですね、割賦販売契約となっておりますので、月々の貸付料がその価格の分割払いみたいな扱いになっているということになりますので、

今回、現施設を無償で期間満了時に無償で譲渡するといった部分で、ひらたさんがですね、町にお支払いしている金額になりますけれども、全体ですね、3,364万8千円、今の温泉施設に関してお支払いしていただく予定になっております。

これをお支払いしていただいた結果、今の施設をそのまま無償で譲渡するという扱いになりますので、すべてが無償ということではなくてこれまでの年数の中で、分割で貸付料を払っていただいた中での譲渡と、無償譲渡という言葉は使っておりますが、契約上は使っておりますが、割賦販売契約ということでご理解をしていただければと思っております。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 牧野さん。

○委員（牧野 仁君） 今回の課長の説明、ちょっと僕まだ納得しないのは、賃貸借契約の494万800円になった経緯も僕らわからないんですけれども、今現在、経費の部分を見ても、毎年1千万かかっている、町として賃貸借契約を見直すとかってそういう考えは今までなかったんですか。何故かという、さらに突発的な4,200万かかっているわけですから、相当町の持ち出し、年間にしても500万ほど18年間で約1億持ち出しになっていますよね。その辺の部分もちょっと今説明できないかもしれませんが、それも僕個人的にもそうだけれども、ちょっと納得しない部分なんです、その動きはなかったんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 平成17年に契約を締結した中で、現在までそのまま契約内容が変わらずきているという部分に関して、見直しの検討をされたか私把握しておりませんので何とも言えませんが、当時から町の考え方としては、今の温泉施設と今の設備を含めてですね、ひらたさんに譲渡したいという考えをずっと示してきております。その中でひらたさんが温泉施設に関しては、割賦販売契約の中で譲渡を受けますって、そういったことでは契約を結んでおります。

ただこの設備に関してはやはりお金もかかる設備だということもあって、具体的には譲渡という部分が契約の中では出てきておりません。ただ契約とはまた別の覚書の中で、この期間が満了をするのを目途に設備関係の譲渡に向けて前向きに検討するという覚書を交わしておりまして、町としての意思表示をひらたさんも酌んでいただいているのかなと、当時の資料を見た中では、そういったことで私も理解しておりますので、当時ですね、途中で契約を見直して例えば貸付料を上げるだとか、そういった部分は書類を見たらされておられませんので、その当時のままの契約で話が進んできてるんだらうなということが、書類上では理解できるのかなと思っております。そういった協議されたかどうかは今現在お話しできないので申し訳ありません。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 牧野さん。

○委員（牧野 仁君） 僕がこれをどうして言うかと思いますと、八雲町も温泉施設、民営化、上の湯に2箇所あって、熊石にも1箇所あります。その部分が僕引っかかるんですね、だから慎重にやらないと、今の言った本当に民営でやっている温泉旅館、努力してやっている。だから町の施設だから特別に面倒見るんだって認識をされてしまうと、これもちょっと問題じゃないかなと思います。その辺のことを調整できるのか。課長一人の判断ではあれですけれども、僕はそこを心配してるんですね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 町内に温泉宿泊施設は確かにありまして、今回は町の管理している施設ということもあって、こういった譲渡に向けた環境整備といった中でこういった方針を内部で決定したところではありますが、町内の民間、元々民間の事業者さんが頑張っってそういった運営をされてきているという部分も確かに牧野副委員長がおっしゃるようなそういった部分もありますが、ただ私ここで位置づけがちょっと違うと思っているのは、町営からスタートしてきた町が観光資源として開発した施設であるという部分は、ちょっとその部分がちょっと違うのかなって私は思っております、その観光資源を八雲町として役割が終わったからその施設を廃止するということにはおそれくならないのかなと思っております。

当時は町営でやってきたというのは、なかなか民間での施設運営というのが当時はなかったという部分もあって、観光資源開発ということで町営でスタートしたというのが八雲も熊石もそうだったと思っています。そういった中で時代が経過するにあたって段々民間事業者さんがそういった独自で運営されてきてるといった中で、民間と競合するという部分に関しては、国のほうから町としては管理方法を考え直すべきじゃないかと。それと通知もある中で現在に至ってきてるのかなと。それで平成17年に譲渡に向けて契約を結んだという経緯があるのかなと思っておりますので、その部分はちょっと取り扱いが違うのかなというふうには捉えているところであります。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 今までの答弁を聞いていてもう一回確認したいんですけども、3年3月31日ですっきりと譲渡は成立して、民間施設ってかたちになっていたら今回みたいな解体補助金や改築補助金というのは出す流れにはならなかったというふうな理解でいいのかな。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 令和3年3月で満了になるといった当時の契約ですが、3年前の話ですので、老朽化してる部分に関しては、変わらないと思っております。ですのうで仮にコロナがなくて延長しなかったとしても、この令和3年3月31日の譲渡に向けた改修や環境整備というのは、土台には上がってきていたんだろうなと、これは憶測ですけども、そういうふうには思っております。

○委員（三澤公雄君） わかりました。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

【商工観光労政課職員退室】

【農林課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは、最後の醸造用ぶどう栽培の取り組みについて、農林課から報告をお願いいたします。

○農林課長（石坂浩太郎君） 委員長、農林課長。

○委員長（安藤辰行君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） それでは、醸造用ぶどうの栽培の取り組みについてご説明させていただきます。

醸造用ぶどうについては、平成 30 年度に旧わらび野小学校跡地に苗木を植栽しまして、試験栽培をしております。また令和 3 年度からは、わらび野地区及び上の湯地区において、面積を広げて栽培を実施してきております。これまでの取り組み状況や、今後の予定について、課長補佐よりご説明申し上げます。

○農林課長補佐（宮下洋平君） 委員長、農林課長補佐。

○委員長（安藤辰行君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（宮下洋平君） 私から醸造用ぶどう栽培の取り組みについてご説明いたします。お手元の資料の表紙をめくっていただきまして、1 ページ目をご覧願いたします。

はじめに 1 の経過であります。近年、道内では醸造用ぶどうの栽培が盛んに行われており、この大きな要因の一つとしては、温暖化により、道内の栽培適地が拡大してきたことが考えられます。道南地区においても、近年、ぶどうの栽培及びワイナリーの新規参入が相次ぎ、北海道渡島総合振興局は道南地域のワイン産地化に向けた取り組みを推進しているところでもあります。

八雲町では、これまで冷涼に加え、霧や海霧の影響によりぶどう栽培に向いていない地域とされてきましたが、平成 30 年から醸造用ぶどうを数品種定植し栽培試験を行ったところ、一定の成果が得られたことから、令和 3 年度から町内農業者の協力を得て、これまでわらび野、上の湯地区の畑、40 アールに 600 本のぶどうを定植しております。

これまでの取り組みを一步前進させ、2030 年度の北海道新幹線札幌延伸を見据え、新たな農産物や特産品による、産業や観光資源の創出、まちのブランド力向上を図ることを目的として、道内産ぶどうを使用したワインを製造するワイナリー構想の実現に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、2 ぶどう栽培計画について説明いたします。

(1) は、平成 30 年度と令和 4 年度に定植したぶどうの栽培状況についてですが、わらび野小学校のグラウンド跡地に赤ワイン用の 2 品種、白ワイン用の 2 品種、計 4 品種を各 15 本、試験的に定植・栽培しました。

結果としては、赤ワイン用の品種のメルロ、白ワイン用の 2 種については、枯渇や実が付かなかつたもの、実は付いたが収穫量が少ない、糖度が低いなど生育にばらつきがありました。このような中でですね、赤ワイン用の品種のヤマソーヴィニオンという品種については、実のなりもよく糖度も一定程度ありまして、この地域に適している品種だということがわかりました。これらの結果からワイン醸造を目指し、令和 3 年度と 4 年度にヤマソーヴィニオンをわらび野地区、上の湯地区で、それぞれ 300 本の計 600 本を定植しております。

ここからは 1 枚めくっていただきまして、A 3 の資料もあわせてご覧願います。この上段はぶどう栽培計画を記載しております。令和 5 年度以降については、記載の計画のとおり、ぶどうの植え付けを行っていき、令和 8 年度までに 2 ヘクタールの 3 千本を植えていきたいと考えております。

次に3のワイン醸造計画であります。ぶどうは植え付けから3年で収穫することができますので、令和3年度に植えたぶどうについては、今年の秋に収穫できる予定であります。今年収穫したぶどうについては酒造会社に醸造をお願いし、秋に樽詰め、来年夏以降にワインができる予定としております。以降、表の中段にですね、記載のとおり収穫したぶどうを順次仕込んでいき、令和10年度までに6千リットルのワインを製造する計画としております。

続いて裏面の2ページをご覧ください。4の担い手の育成についてですが、町内でぶどうの栽培、ワイン製造の担い手をどのように確保・育成していくかという点についてですが、ぶどうを栽培する農家さんについては、令和3年度から醸造用ぶどうの試験栽培をお願いしている町内の農家さん2軒に引き続き管理していただき、将来的にはワイナリーへの葡萄の出荷元となっていくよう考えております。また将来、ワイナリー経営の担い手になることを目指し、現在、地域おこし協力隊を考えております。

地域おこし協力隊の主な任務としては、関係機関の支援・指導を受けながら、現在のぶどう畑の管理・補助や収穫物の調査、八雲町の地域特性を考慮したぶどう品種の選定や栽培方法の研究、ワイナリーにかかる研究・立案業務を担ってもらおうと考えております。さらには北海道主催の北海道ワインアカデミーという講習会を受講していただきまして、道内の研究者やワイナリー事業者から、栽培・醸造技術を学んでもらう機会を設け、レベルアップにも繋げてもらうように考えております。

最後にこのワイナリー構想であります。前段にもお話ししましたが、2030年度に予定される、北海道新幹線新駅開業を見据え、新たな産業や観光資源の創出、まちのブランド力向上を図ることを目的に、町内産ぶどう等を使用したワインを製造するワイナリー整備をしたいと考えております。令和5年度から事業計画や出資計画も含めた構想の作成作業を開始し、令和7年度以降にワイナリー施設整備に向けた設計、新幹線開業2年前の令和10年度のワイナリー稼働を想定して、構想の実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、ざっぱくではありますが、醸造用ぶどう栽培の取り組みについての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長(安藤辰行君) ありがとうございます。これについて何か質問はございませんか。

○委員(三澤公雄君) はい。

○委員長(安藤辰行君) 三澤さん。

○委員(三澤公雄君) ワイナリーへの夢が、今でも持ってるということは凄いなと思います。けどそこに向かっていくにはね、かなり課題があると思うんだよね。ヤマソーヴィニオンを使って糖度を確保したといっても、栽培している人達の話だと、ギリギリな糖度だと思うのね。十分に乘ったというような、たとえばばらつきがあったとしても、それを補うだけのものが個々に付いているってイメージが僕は受け取れなかったんですよ。

だから糖度不足ということを品種特性だけで補えるのかと。作物を作っている場所は、わらび野と上の湯、八雲の中で僕は一番適地だと思うの。海から来る6月の霧というものに一番影響を受けない、八雲側では最適地だと思うんですね、その最適地をもってしても、このレベルの品質に留まっているということを農林課としてはどのように受け止めているのかなと、対策として何か用意しているのかなって今日、聞いたかったけれども、それがまだ言われていないので、どんなもんでしょう。

○農林課長（石坂浩太郎君） 委員長、農林課長。

○委員長（安藤辰行君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 三澤委員のご意見に対する答弁でございますが、確かに八雲町、日照時間が少なかったりだとか、気温が低いというような、そういった事情・状況はありますが、ワインの糖度に重要な要素としては、寒暖差だとか日照時間というのがございます。それで道内でワイン栽培が盛んに行われている、ワイン醸造用のぶどうが盛んに行われている余市町とですね、八雲町の寒暖差の違いを確認して見ると、余市町が約 10℃くらいの寒暖差があるということで、八雲町については8℃と、若干ですが寒暖差の違いがありますが、そんなに大きな差ではないという状況、それと日照時間も大事な要素ですが、日照時間については、そのワイン用のぶどうが醸造するのに必要な日照時間というのが、北海道で発行しています。醸造用ぶどう導入手引きというものに示されてるんですが、糖度 18%にするために必要な日照時間、これは7月から10月までに日照時間が460時間が目安ということで示されております。また糖度 20%になりますと、必要な日照時間が550時間と示されてございまして、2021年度の八雲町のデータでいきますと、7月から10月までの日照時間がですね、554時間あるという状況がございますので、糖度を確保するには一定程度の日照時間は確保できている状況でございます。

技術的な要素もあるかと思いますが、本格的に始めて、令和3年度から2年目ということで、今年の成績が出てございませませんが、今年の成績を、皆さんと、技術の向上についても協力隊も採用しますので、指導機関と協力しながら、技術の向上も図りながら糖度の上昇等を図っていきたいと考えております。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） その根拠になる550時間あるとかっていう、それをもってしても、この作柄でギリギリの糖度だと僕は思うんだわ。だからこの積算、温度だとか日照時間というのは7月から10月というけれども、花が咲き、実が初期に結ぶ、受粉して付く時期は僕は6月の初めくらいからの時期が大切だと思ってるんだけれども。あくまでも7月から10月の積算温度だったり日照時間の報告だと思うので、それを大事にしても結果が伴っていないんだから。ワイナリー構想を大事に思うなら、もうちょっと決め手に欠けるのかなと。

僕は八雲では最適地だとは、先ほども言いましたが、適地といわれる地域の中の今植えているところが本当に適地なのか、南側斜面を有効に活用してやってるのかといたら、そこはまだ疑問符が付くんだよね。どうなんですか、まだまだ日照時間を確保する適地というのはわらび野、上の湯地区で、あるんじゃないかなと思うんだけれども、その辺の探り方というのはどうなんでしょうか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 委員長、農林課長。

○委員長（安藤辰行君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 今はわらび野地区、上の湯地区で栽培をしておりますが、今後の収量を拡大するためにも栽培する場所の選定も当然必要になってきますので、これからですね、町内の中の栽培適地についても模索しながら、ぶどう栽培にあった良い条件の栽培場所について探していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君）あの、僕はあくまでも、わらび野、上の湯地区は適地だと思ってるんだよ。適地だけれども、今の植えている場所が本当に、ある時間になったら山とか森の陰になって日照時間を遮ってるんじゃないかだとかという懸念があるので、わらび野、上の湯地区でも、もっと適地があるんじゃないかって意味で言ったということ。

それと、ワインで大事なのはストーリー性だと思うんだ。八雲側だけで適地を探すという、要するに日照時間、積算温度が課題だということが揺るぎないものであれば、同じ八雲地区なら、熊石地区は僕は日照時間と積算温度に関しては申し分がない地区だと思うんだよね。それでぶどうというのは平らの土地じゃなくて良いから、山でも十分その斜面を利用してできるので、なぜ熊石地区でも、広い意味で八雲なんだから。これまでも八雲のいろんな物産ストーリーをつけたら二つの海といってるんだから、ワインだって二つの海の地域って表現を使うとしたら熊石地区だって開拓の余地はあるんじゃないかと思うんですけども、どうなんですか。

○農林課長（石坂浩太郎君） 委員長、農林課長。

○委員長（安藤辰行君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 三澤委員おっしゃるとおり、これから面積拡大を想定しておりますので、そういった場合には熊石地区も含めて検討していきたいと考えてございました。ご意見をいただきましてありがとうございます。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 熊石地区では、僕は日照時間や積算温度は解決すると言ったけれども、解決しないのは労働力だね、そこに係る農業の人が少ないから。だから熊石のことを考えるなら、地域おこし協力隊で、ワイナリーの専門家をつて言ってるんだけれども、農業側の研修生、これまでイチゴやメロンについての希望を出してもなかなか通らないんだけど、栽培する側の人員の確保ということも念頭に入れておかないと熊石地区の開拓は難しくなるということは考えてもらわなければならないと思うんですけども。

○農林課長（石坂浩太郎君） 委員長、農林課長。

○委員長（安藤辰行君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 熊石側でやる場合、当然、熊石側の農業者のご協力も得られれば、お願いしたいという部分と、協力隊についても、今回2名募集しているということもありますので、今後の作成状況にもよりますが、熊石側でも協力隊の活動の場を広げて実施していつてもらえればと考えてございます。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員外議員（赤井睦美君） すみません、すぐ終わります。

○委員長（安藤辰行君） 赤井さん。

○委員外議員（赤井睦美君） これ令和10年まで計画出ていますが、本気でやるのかなってまず思っています。というのは、1円も計画にはお金が載っていませんよね、それを計画として出されて、ああそうか、こんなに栽培して頑張るんだってはないと思うんですけども、これは一応報告ということで、今後、詳しいことが出てくるのか、それとも計画を認めてください、それからお金が出てくるのか、その辺はどのように考えているのか教えてください。

○農林課長（石坂浩太郎君） 委員長、農林課長。

○委員長（安藤辰行君） 農林課長。

○農林課長（石坂浩太郎君） 赤井議員がご指摘のとおり、金目の話はこの計画では出てございませんでして、そのA3の紙の一番下の欄にワイナリー計画という欄がありますが、そこで今年から来年にかけて事業計画だとか基本構想という部分を、協力隊の方も注意してもらいながら策定していきたいと考えておりました、収支も含めて、お金の部分についても、事業計画・基本構想の中で検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員外議員（赤井睦美君） 委員長にお願いがあるんですけども、文厚なので総務で報告しましたって認められましたってならないように、そういうのをきちんと文厚にも教えてほしいなど。それでまたこういうところで発言させてもらえたら、本会議で委員会で承諾しましたって、ついなることが多いじゃないですか。そういうふうにならないようにしっかりと情報共有していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（何か言う声あり）

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

○議長（千葉 隆君） 一つ。

○委員長（安藤辰行君） 議長。

○議長（千葉 隆君） たった今、農林課だけれども、その前で商工で、町営でやっていて民間に委託しますってことで、国の流れがそうですよって、民間で。それでいったから民間に委託と。それで民間でやって町でやったことの事業で、町でやったものは、最初にやったものは全部町で後始末しなければならなくて、4億8千万かかりましたってなってるわけだから、まず。

それはそれで高くついたけれども清算しなければならぬと。いずれ。だからやっぱり事業を始めるときには、ある程度、町営なのか民間でやるのかということの考え方を計画の前からですね、はっきりさせて町営でやるからには民間にいつか委託する場合もあるということも含めて、あとで高くつくんだから、その辺もきちんと精査してやっていかないと、直前で同じ、課は違うけれども、町営でやるか民間でやるかって大きな違いを見せられてるんだから、その辺はしっかりと検証してやらないと辛いものがある。

それと三澤委員さんが言うように、試験栽培ですって今まできたから、やっぱり試験栽培の検証というか成果ね、それで試験栽培で失敗してるのに、本格栽培やるということにきつとならないと思うんだわ。ということ三澤委員さんは言ってるから、それなのにワイナリーまでいくということではなくて、やっぱり試験栽培は、同じ場所にだんだん大きく農場を拡大していくのではなくて、三澤さんが言うように試験栽培の本数は少なくしてでも、適地をきちんと見つけて、それで適地のところに多く植えるってやらないと、適地でないところにいっぱい植えても意味ないわけだから。

その辺も含めてちょっと、もうちょっと試験栽培のあり方というものを考える時期だと思うんだよね、今は。だからその辺、もうちょっと協力隊員も募集してるのは一方であるんだけど、その試験の部分もしっかりとしてもらわないと、次に進めないんじゃないのかなっていう部分は、基本的にみんな同じく思っているんで、ちょっとその辺、今の議員側でその辺まだ整理されてないから、ちょっとその辺、議員側で整理、三澤さんが言うように試験の部分の考え方を整理して町のほうに議会の考え方を伝えるという方向のほうがいいんじゃないかと思うんだけど。赤井さんから委員外議員でその辺も含めて疑問符あるし、三澤議員からもその部分があるから、ちょっとこのまま終わっちゃうとどうかなってそ

の辺が曖昧になってしまうから、委員会でそういう部分、議論したほうがいいと思うんだけど、ちょっと皆さんで議論してください。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） この場で農林課長だけに言うわけではないけれども、私も議長と同じで、今、サーモンやりたい、木蓮やりたい、ワイナリーやりたい、それで実際、サーモンにしても木蓮にしてもちゃんとした担い手ははっきり決まってないんだよね。成果もないし。それをあれもやりたい、これもやりたいって。さっきの補助金の話もそうだけれども、あわびのあれにしてもやりたいって、やりたいって町民がいて、それに対してその熱意や将来性を考えたうえで補助していくのが本来の役所の考え方であって、やってみてうまくいくかわからないけれども、やってみて、それでうまくいきそうなら担い手探そうとか。これだってワイナリー作るということであれば、また第3セクターになるのか町の直営になるのか、何かしら会社を作る、何も成果が出ていない事業、あれもこれもってちょっとなんか役場の考え方違うんじゃないかなって思うんだよね。

だからもう一度立ち止まって。ましてやこれだって総合計画には載ってたのか、ぶどう栽培自体は載ってたのか。だからそういうなんかちょっと違うんじゃないかなって気もするし、赤井さんの言ったとおり、ワイナリーまでやるんだったら、総体でどれくらいかけるのってすごく不安なんだよね。だからそこら辺もある程度示してもらわないと、うちらもいいものにも判断のしようがないと思うんだよね。だからその辺も踏まえて、総務に報告したんだけど、こういうふうに言われましたってある程度、結論を持って帰らないとないんでしょ。それを議員間で話をします。

○委員長（安藤辰行君） どうですかね、今これで一回締めて。この件は協議して委員会でまた来月でも報告するかたちをとりたいなと思っていますが、それでここで一回、この件についてはやめたいなと。それでよろしいですかね。

（「はい」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） それではこれで終わりたいと思います。

【農林課職員退室】

○委員長（安藤辰行君） 今、報告事項の件は終わりましたが、今年度の予算計上の中に、今の案件ですとか、新規の案件とかありまして、これを委員会としてどうするかということで協議したいと思います。

農林課に対しては、先ほど言ったようなことで、農林課にお話をすると、要するに、まだ試験栽培ということで、場所を見つけてもらうようなかたちをとってもらおうということで。

○委員（三澤公雄君） 試験の総括がまだ出ていない。ひとつひとつ検証して、僕らも納得させられて、適地なのかというデータも僕らには示されていないし。実際、わらび野、東野のどこに植えているのかって、知ってる人は何人もいないと思うし。

○委員長（安藤辰行君） ぶどうの件、あと。

○委員（三澤公雄君） 前回1月に、議長の提案で進めてきた、令和4年度の予算化されたけど実施されないもの、令和5年度に新規で上げたもの、説明を受けたけど、予算委員会前

に、注目する事業をリストアップして、詰めようっていうぐらいにまとめておかないと、みんなどう思ったのかなと。声を聞いて、まとめたほうがいいと思う。

○委員長（安藤辰行君） 新規で上がった案件。

○委員（三澤公雄君） こないだ1月に報告受けた時は、時間が押していたから、みんなどう思ったみたいな、まとめることもしないで終わっちゃったんで、その辺からやらなければいけないのかなと。

○委員（三澤公雄君） 今回上がった鉛川の話もしていましたよね。今日また深く話していたけど、鉛川に関しては、十分議論された。

○委員（大久保建一君） 関内の会館は載っていたんだっけ。

○議会事務局長（三澤 聡君） 前回の日程表をみなさんにお配りします。

（資料配付）

○委員長（安藤辰行君） おぼこ荘の件は。

○委員（三澤公雄君） 今日でだいぶ。理解の差はあるけど、仕方がない。

（何か言う声あり）

○委員（三澤公雄君） 総務では、柱になるのはサーモン事業。当初、計画からイメージしてきたものと、違うのかなというね。八雲では引き続き、あの会社に売るんだって思ってるけど、どうもケースバイケースなのかも知れないなっていうイメージが、僕は今日の質疑で思ったんだよね。

○副委員長（牧野 仁君） 準備も遅かった。

○議長（千葉 隆君） たまたま今年は岩内だけでも、来年も岩内を買ってくれるのかって誰も聞かないし、岩内ですらとしても、たまたま青森でああいう災害あったから、作れなかったから、八雲だったけども、あぶれてたら、青森のやつ持って行くんじゃないかっていうのが普通だっけさ。稚魚死んじゃったんでしょ。だから、その辺含めて、岩内できなかったら違うところとか、優先に、北海道内の部分は日本サーモンファームと提携している以上、八雲の部分を入れてくれるのかっていうことが、今後どうなのかとか、やっぱりまだ詰めてないですよ。

○委員長（安藤辰行君） 当初から八雲で使った余ったやつをオカムラさんで引き取るって。

○委員（三澤公雄君） 僕らはそういうイメージを、洗脳されてたんだけど。

○委員（横田喜世志君） 10万粒、どうすんだろ。

○委員長（安藤辰行君） 10万でなくても買えるらしいんだよ。

○議長（千葉 隆君） ロットで買わなければならない。

○委員（横田喜世志君） 要は外国から買うんだけど、国内のどっかの会社を通じれば、その会社も使って、八雲になんぼって。

○議長（千葉 隆君） 北米から来るのが、丸紅と日本ファームしか入れれないような話しているんだよね。で、丸紅が小分けして、丸紅が卸したところでやれば、分けてやれるかもしれないけど。高くはなるけど。

○委員長（安藤辰行君） 毎度毎度10万買わなくても。

○委員（三澤公雄君） 販売先がないのに。

○議長（千葉 隆君） だから、うちのほうのルートが、日本ファームだからさ。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） その辺、全部日本ファームになったら、10万粒買わなくてもいい。

(何か言う声あり)

- 委員（三澤公雄君） 僕らも議論で、注意喚起していかないと。
- 議長（千葉 隆君） 日本語学校だって、難しい。
- 委員（三澤公雄君） 学校は作らないから。教室運営みたいなかたち。
- 議長（千葉 隆君） 講座にするって。だけど変わるかもしれないし。
- 委員（三澤公雄君） 日本もそうかもしれないけど、八雲も実際、外国人労働者っていうのは欠かせない存在になってますよね。だから引き続き八雲を選んで来てもらうっていう環境を作るという意味では、やらないよりは、やったほうがいいと思うんですよ。どこまで性根を据えてやるのかは、今後の方針。
- 委員（大久保健一君） 今後の方針は、オンライン日本語教育や日本語教室の実施を検討する。だけどオンライン日本語教育であれば、金かからないと思うんだよね。オンライン講座に補助するだけかもしれないし、自分たちでオンライン講座をやるとは書いてないから。

(何か言う声あり)

- 委員（大久保健一君） いずれにしても、今後の動向を見るみたいなことですよ。ニーズ調査を実施すると。
- 委員（三澤公雄君） ぼくは逆に、さっきも言ったけど外国人に選ばれる八雲町ってなるためには、ある程度、整備して、オンライン授業とか、それをちゃんとケアするということまで、どうにかたちで、町でやるのか、民間に任せるのかを含めて、もっともっと計画を煮詰めていったほうがいいと思うんです。それは委員会の中で、温度差があってもいいのかもしれないけど。日本語学校は大変だと、調査資料でわかったけども。
僕は、全部は知らないけど、外国人だけでコミュニティ作って、企業単位でね、その程度のお付き合いしかされてないんでないかなと思う。それだと自分たちの兄弟、親せきを八雲について話にはならないんじゃないのかなって思うので。
- 委員長（安藤辰行君） 担当課には、そういう意見が出てましたよということ。ほかに何か。防犯カメラは。
- 委員（三澤公雄君） 防犯カメラは、4年度の予算でやるっていう。
- 委員（横田喜世志君） 防犯カメラは、監視人ずっといるの、それとも録画のみ。
- 委員（大久保健一君） 今時、防犯カメラ、ずっと監視してるのはありえないよ。だいたいSDカードかなにか入って、必要な部分だけを要請によって引き出すだけだと思う。
- 委員長（安藤辰行君） 防犯カメラはこれでいい。三澤さんが言ったから。そのほか。鉛川のバイオマス施設の改修工事。
- 委員（横田喜世志君） 改修はしなきゃない状態だから。
- 委員（三澤公雄君） いい堆肥を作るためにはということですよ。だけど、いい堆肥作ってるっていう報告もない。
- 委員長（安藤辰行君） 堆肥作ってないから。

(何か言う声あり)

- 委員（三澤公雄君） 実際、今扱っている施設内にあった、ばんけいの残りは、花浦の自分らの敷地内に埋め立てて、拡張しているのは見たんだ。そのように有効に堆肥作ってない施設に改修費っていうのを投げかけて、答えをもらってないと思うんだけどね。

○議長（千葉 隆君） 一番は、ばんけさんから変わったんだけど、左側の施設はばんけいの施設なんだけど、その施設にまだ堆肥あるんだわ。ばんけいさんのものなんだけど、ばんけいさん自体が社長替わって、もう放置状態になってる。だからばんけいさんのものなんだけど、そこの部分をちゃんとしないと、結局、町の委託事業で処理した残渣物だから。施設はばんけいだけど、中の物は、どこの所有物かって言われれ。

○委員（三澤公雄君） そっちも委託業者なんだから、そっちにも責任あるでしょって言い分は僕らにはできると思うんだよね。

○議長（千葉 隆君） だから今、新しいところが、ネットが不備だっていうけど、こっちだってもう少しで崩れるから。崩れた時にどうするのかっていう話にもなるし。

○委員（三澤公雄君） 八雲の下水汚泥も引き受けてるんだけど、今は肥料が高騰だから、堆肥を有効に使おうって、各自治体の下水汚泥も肥料として販売できるところまで。八雲は不透明な業者に汚泥を渡してるから、堆肥になるものもさせてない。

○委員（大久保建一君） けどあのバイオマス施設って、前の事業者のときは定期的に成果物と販売実績の報告はしてたよね。今の事業者になってからは1回もないんじゃない。

○委員（三澤公雄君） 肥料のデータもらったけど、委託前の肥料申告、そのデータしか来ない。だから新しい業者になってから、肥料として製造してないんじゃないかっていう疑いというか。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 処理、お金あるうちに出してやったほうが。ばんけいでできなかったら町でやるしかないんだから。解体するなら解体してさ。そういうのも産業を守る。だと思ふんだ。

○委員（横田喜世志君） あそこには何回も行ってるけど、1回、中にあったもの出して、また混ぜに入れるんだから。その繰り返し。だから出来上がらない。製品まで持っていく途中の段階。混ぜ物しました、製品にしました、でないから。まだ製品になる手前のものを、また外に出すんだから。で、野積みして、また再度、ものと混ぜる。

○委員長（安藤辰行君） それで、施設は直さなければならない。5千万かかる。

○委員（横田喜世志君） それだって新しい業者が、発酵させる機械を持ってくるって言って、全然運び入れてない。

（何か言う声あり）

○委員（横田喜世志君） 今までだったら、委託されて、生産物があって、若干の利益があったけど、多分それまで考えてないんでないか。

（何か言う声あり）

○委員（大久保建一君） 今日は午前中に終わらせるの。その他はやらなければならない。

○委員（三澤公雄君） 新幹線、説明だけ。今日新たに参考資料として、9月12月の向こうでもらった議事録、今日皆さんにお渡ししますので、読んでもらうことで、その他はいいかなと。

○委員（大久保建一君） さっきのぶどうの話は。

○委員長（安藤辰行君） ぶどうは、さっき話が出たように、まだ適地がわからないから。試験栽培みたいなかたちで進めてもらって、適地を探して、それから、聞いた結果、皆で話して、進んでもらうというようなことで。

○委員（大久保建一君） 試験栽培の良好な結果が出ない限りは、ワイナリー云々の話にはならないということ。

○委員（三澤公雄君） ワイナリーに向かうなら、その実験結果だって、もっと詳細に報告あってしかるべきでしょ。

○委員（大久保建一君） 八雲でできないのなら、買ってでもワイナリーやるみたいな、本当かどうかはわからないけど。ワイナリーありきなのかさ。その辺はっきりしないと。

○議長（千葉 隆君） ワイナリーありきなら、試験栽培やらなくたっていい。

○委員（三澤公雄君） 今、作って適地だっていってやってるのなら、適地っていう中での適地なのかっていう。

○議長（千葉 隆君） 適地っていっても、適地かもわからないけど、それをぶどうに適しましたっていうのは、農林課でどうのこうのやったり、それから、委託してる農家だってイモとゴボウ農家。最終的にワイナリー作る時に、アカデミーに行くって言ったけども、それだってものになるかはわからない。どういうワインを作りたいかによって、品種も変わる。町がそういう事業をやってもいいのかということも、もうひとつ議論していかないと。その辺もやらないとまずいなっていう。ワイナリーやりたいなら、ワイナリーのところを募集すればいい。その人やるんだったら、そこに補助出せば、それでいいだろうし、ぶどう農園作りたかったら、ぶどう農園やる人を募集すればいいのさ。それを全部、町でやるっていうんだったら、ちゃんと計画書出してくださいっていう話になるし。その辺があいまいだから、その辺を、脈絡を作って、諮問したほうがいいんじゃないのかなと思うんだよね。それでないと、なんかわかんないけども進んでいくような感じになっちゃうから。わかないこと質問して、それに答えてきて、絞った部分について、もう一回質問するとかやらないと、だめじゃないかなと思う。

○委員長（安藤辰行君） 2軒の農家は町から委託されて、ぶどう作ってる。

○委員（三澤公雄君） 頼まれてるんだけど、トミタ君もモリオカ君も、ぶどうに関しては、やる気はある。たとえば奥尻のワイン作っている人たちと交流しながら、何が足りないのかとか、彼らなりに研究はしている。

○委員（大久保建一君） でも、ワインの試験栽培で質問した時に、芳しい成果は出ていないみたいな答弁したよね。それで、まだやるんですかって話して、まだやりますみたいな話はしていた。でもちょっとあきらめ気味の答弁をしていた。

○議長（千葉 隆君） だから、山ぶどう系なんだよね。昭和30年代、池田町でワイン作りました、40年代、富良野ワイン作りましたって、その頃だったら、まだ話はわかるから。だけど、それ以降のワイナリーとかは、全部、民間でやってるわけだ。もしも、いいぶどうが試験栽培で、できたとする。こんないいぶどうだから、八雲町でワイナリーやりませんかかって公募する。それ、何年かやればいいんだわ。たとえばの話。そのほうが早い。実現するんならね。

○委員長（安藤辰行君） 上の湯の、函館ワインでぶどう買ってって。

○議長（千葉 隆君） だからさ、作るなら作ってもいいから、ワイナリー作るのか、ぶどうだけ買うのかわからないけど、委託してやればいい。それで収まりたいのか、それとも、ワイナリーを作りたいのか。それとも全部やりたいのか。町営でね。

○委員長（安藤辰行君） その辺の道筋をきちんと作って出してもらえばいい。

○委員（横田喜世志君） 町長は、新八雲駅の前にワイナリーを作りたい。

○議長（千葉 隆君） それはそれで、ワイナリーを誘致すればいい。あと5年もあるんだから、毎年。そこに1千万、2千万円くらいかけても安いかわからない。逆に。PRに。わからないけどさ。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 来てくれる人を探すのが、一番リスク少なくて。

○委員（大久保健一君） そしたら、その質問を投げかけて、また回答してもらってという話。

○議長（千葉 隆君） 入口は大久保さんの質問みたいに、最初に本会議でこういう答弁いただいていると。それで、三澤さん言うように、試験の部分ですよ。で、試験の域をまだ達していないから、今、次のことについて質問させていただくみたいな感じで、整理して出すと。で文面出てきたら、皆で協議すると。

○委員（大久保健一君） 今日、1円も予算のこと載ってないのに、いきなり5年度の予算で載ってこないでしょ、これ。前回の試験栽培と同じ程度の話なのかね。今までだって200万くらいしかなかった。

○委員（三澤公雄君） あわせて地域協力隊の予算も今年度はみる。

○委員（大久保健一君） まず、5年度の予算がどのくらい載ってくるのか。

○委員（三澤公雄君） まだ方向性が定まってないよという問題提起を、委員の中で。

○議長（千葉 隆君） 令和5年度に植えるのは、違うところに300本植えるようなかたちで、やってもらうようにして。

○委員長（安藤辰行君） 今月の末にでも、また委員会を開いてということ。それでいいですか。

（はい、という声あり）

○事務局次長（成田真介君） 今日出た意見を取りまとめて、それを担当課に伝えたうえで、出席を求めて説明をしてもらうというような流れで、よろしいでしょうか。

○委員長（安藤辰行君） そういうことで。日程は20日の週で。

（日程等の調整）

○事務局次長（成田真介君） 担当課の都合もありますけども、22日の午前10時からということで進めて行きたいと思いますので、よろしくお願いします。都合が悪い場合は、正副委員長の都合に合わせて、決定したいと思います。

○委員長（安藤辰行君） はい。あとはいいですか。それでは、これで終わります。

〔閉会 午後 1時20分〕